

## 入札結果表

- 1 入札件名 筑後保育所建替え工事設計業務  
 2 工事等場所 筑後市大字長浜2427 地内  
 3 工事等種別 建築設計  
 4 工事等概要
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 2年 6月30日  
 6 入札年月日 令和元年10月24日  
 7 予定価格 29,401,900円 (入札書比較価格 26,729,000円)  
 8 落札者名 (株)和田設計  
 9 落札金額 15,620,000円  
 10 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

### 1.1 入札結果(入札経過) 件名誤りのため失格

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 (株)和田設計	14,200,000			落札
2 アトリエBBS(株)	16,000,000			
3 (株)建築企画コム・フォレスト	17,800,000			
4 (株)國武建築設計事務所	18,700,000			
5 (有)井上建築事務所	19,400,000			
6 (株)柴田建築設計事務所	19,700,000			
7 (株)那の津寿建築研究所	19,750,000			
8 (株)稲永建築設計	19,800,000			
9 (株)DEN建築設計事務所	22,800,000			
10 (株)サニム建築事務所	22,900,000			
11 (株)志賀設計	23,320,000			
12 (株)アクシス	24,000,000			
13 (株)青木茂建築工房	24,000,000			
14 ユニオン設計(株)	26,000,000			
15 (株)匠建築研究所	26,729,000			
16 (株)環・設計工房	26,729,000			

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。  
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。  
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 5 入札業者が15人を超えるときは、別業とすること。  
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。  
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。  
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

入札結果表

- 1 入札件名 筑後保育所建替え工事設計業務
- 2 工事等場所 筑後市大字長浜2427 地内
- 3 工事等種別 建築設計
- 4 工事等概要
  
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 2年 6月30日
- 6 入札年月日 令和元年10月24日
- 7 予定価格 29,401,900円 (入札書比較価格 26,729,000円)
- 8 落札者名 (株) 和田設計
- 9 落札金額 15,620,000円
- 10 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

11 入札結果(入札経過) 件名誤りのため失格

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 (株) 司建築設計事務所				失格
18 -以下余白-				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
- 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記載すること。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 5 入札業者が15人を超えるときは、別業とすること。
- 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
- 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
- 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。